



埼玉県報

第 753 号
令和 8 年(2026 年)
9 月 11 日
金曜日

目 次

規則

- 埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（情報管理課）

告示

- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 神川町土地改良区の役員就任届（本庄農林振興センター）
- 026 セ業備第 6 号 ガスクロマトグラフ質量分析装置等 2 台の賃貸借（ファイナンス・リース）に関する落札者等の公示（水質管理センター）
- 令和 8 年 9 月 1 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

埼玉県公安委員会規則第 5 号

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 7 年埼玉県公安委員会規則第 13 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年埼玉県条例第 11 号。以下「デジタル手続条例」という。）第 11 条の規定に基づき、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、デジタル手続条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公安委員会等 埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することそ

の他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

- (3) 電子証明書 申請等をする者又は公安委員会等若しくは県の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 デジタル手続条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 デジタル手続条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、公安委員会又は警察本部長の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
(2) 前号に掲げる事項を除く当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項

2 公安委員会又は警察本部長が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会若しくは警察本部長の別途指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じるとき、又は県の機関等が申請等をする場合において公安委員会若しくは警察本部長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

- (1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の条例等の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会又は警察本部長が定める電子証明書

3 デジタル手続条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

4 デジタル手続条例第9条に規定する規則で定める添付することを要しない書面等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するものとし、申請等をする者が、当該申請等に際し添付することが規定されている当該書面等については、公安委員会等が当該書面等に記載された事項を確認するために必要な事項を申請等に併せて入力し、公安委員会等が電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

5 条例等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第1項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第5条 デジタル手続条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 デジタル手続条例第3条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認すべき事情があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第1項の規定による入力
が困難である場合
- (4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部について電子情報処理組織を使用する方法により行
うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 デジタル手続条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 公安委員会等は、デジタル手続条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等により行うときに記載すべき事項を前条の公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

2 公安委員会等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。ただし、公安委員会若しくは警察本部長が別に定める方法により当該処分通知等を確認するための措置を講じる場合又は県の機関等に対して当該処分通知等を行う場合において、公安委員会又は警察本部長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 デジタル手続条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

(処分通知等を受ける旨の意思表示の方式)

第9条 デジタル手続条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委

員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会又は警察本部長が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 デジタル手続条例第4条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、処分通知等の全部について電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
(電磁的記録による縦覧等)

第11条 公安委員会等は、デジタル手続条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項についてインターネットを利用して縦覧等に応ずる方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え付ける方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 公安委員会等は、デジタル手続条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。

2 デジタル手続条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること又は公安委員会若しくは警察本部長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(国家公安委員会が所管する法令に係る手続等)

第13条 国家公安委員会が所管する法令に係る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、国家公安委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和8年9月15日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和八年九月九日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和八年九月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

病院及び診療所		有効期限
名 称	所 在 地	
医療法人社団東光会戸田中央産院	埼玉県戸田市上戸田二丁目二十六番三号	令和十一年九月八日
医療法人社団東光会T M Gあさか医療センター	埼玉県朝霞市大字溝沼千三百四十番地一	同右
坪田和光病院	埼玉県和光市白子二丁目十二番十五号	同右
医療法人誠壽会上福岡総合病院	埼玉県ふじみ野市福岡九百三十一番地	同右
富家病院	埼玉県ふじみ野市亀久保二千百九十七番地	同右
医療法人さくらさくら記念病院	埼玉県富士見市水谷東一丁目二十八番地一	同右
ふじみの救急病院	埼玉県入間郡三芳町北永井九百九十七番地五	同右
医療法人社団大和会慶和病院	埼玉県越谷市千間台西二丁目十二番地の八	同右
指扇病院	埼玉県さいたま市西区大字宝来千二百九十五番地一	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目九番三号	同右

東松山市立市民病院	埼玉県東松山市大字松山二千三百九十二番地	令和十一年九月八日
シヤローム病院	埼玉県東松山市大字松山千四百九十六番地	同右
医療法人聖心会南古谷病院	埼玉県川越市大字久下戸百十番地	同右
医療法人社団誠弘会池袋病院	埼玉県川越市大字笠幡三千七百二十四番地六	同右
社会医療法人社団埼玉巨樹の会所沢美原総合病院	埼玉県所沢市美原町二丁目二千九百三十四番三	同右
社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	埼玉県狭山市人間川二丁目三十番二十号	同右
自衛隊入間病院	埼玉県入間市向陽台二丁目一番地四	同右
社会医療法人壮幸会行田総合病院	埼玉県行田市持田三百七十六番地	同右
騎西病院	埼玉県加須市日出安千三百十三番地一	同右
社会医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見四百十八番地一	同右
蓮江病院	埼玉県久喜市本町一丁目七番十二号	同右
医療法人土屋小児病院	埼玉県久喜市久喜中央三丁目一番十号	同右
医療法人社団優慈会佐々木病院	埼玉県深谷市西島町二丁目十六番地一	同右
医療法人桂水会岡病院	埼玉県本庄市北堀八百十番地	同右
医療法人柏成会青木病院	埼玉県本庄市下野堂一丁目十三番二十七号	同右
医療法人鈴木外科病院	埼玉県本庄市児玉町八幡山二百九十三番地	同右

告 示

埼玉県告示第六百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、
神川町土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出
があつた。

令和八年九月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理事	土 屋 悦 子	埼玉県児玉郡神川町大字植竹八百七番地二
同	清 水 京 子	同 同 同 同 七百六十七番地十三

告 示

埼玉県公営企業告示第三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年九月十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 購入等件名及び数量
026セ業備第6号 ガスクロマトグラフ質量分析装置等2台の賃貸借
(ファイナンス・リース)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県水質管理センター検査担当
埼玉県行田市小針1632番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱H C キャピタル株式会社 執行役員 安栄 香純
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 5 落札金額(税抜)
51,631,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和8年6月12日

告 示

埼玉県選管告示第五十二号

令和八年九月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年九月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、六八〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六六、七五〇人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、八一一人
南第二区 川口市	一四六、九七三人
南第三区 さいたま市西区	二六、五五三人
南第四区 さいたま市北区	四二、七七四人
南第五区 さいたま市大宮区	三五、四七六人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、四一五人
南第七区 さいたま市中央区	二九、一〇九人

南第八区	さいたま市桜区	二六、八八二人
南第九区	さいたま市浦和区	四六、六四三人
南第十区	さいたま市南区	五三、四八六八
南第十一区	さいたま市緑区	三六、八九五人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、二八四人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇八五人
南第十四区	桶川市	二一、〇五七人
南第十五区	北本市	一八、七六七人
南第十六区	鴻巣市	三三、一七四人
南第十七区	志木市	二一、〇一〇人
南第十八区	新座市	四五、九二〇人
南第十九区	蕨市	一九、六九八人
南第二十区	戸田市	三七、七一二二
南第二十一区	朝霞市	三九、九九六八
南第二十二区	和光市	二三、五三八八
西第一区	所沢市	九七、〇五七人
西第二区	入間市	四〇、四一二二
西第三区	飯能市	二二、〇一四八
西第四区	狭山市	四一、九八〇八
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇〇七人
西第六区	富士見市	三一、五五六八
西第七区	川越市	九七、九七六八
西第八区	日高市	一五、二六三八
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、〇六三八
西第十区	坂戸市	二七、六四二八
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六二六八
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、四二七八
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二〇、九八一八
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、一五八八
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三二、八七〇八
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五〇、九〇〇八
北第四区	熊谷市	五三、六二〇八
東第一区	行田市	二一、八八〇八

東第二区	羽生市	一四、七八九人
東第三区	加須市	三一、一九三人
東第四区	久喜市	四二、三八六人
東第五区	蓮田市	一七、四六〇人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、一〇〇人
東第七区	春日部市	六五、〇〇四人
東第八区	越谷市	九五、〇一二人
東第九区	八潮市	二五、四〇六人
東第十区	三郷市	三八、二九三人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、一六九人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、五四四人